

## 第十二講 ハンムラビとバビロン第一王朝（前 1898-1575 年）

前 1898 年にアムル人のスムアブムにより建国。

キシュをめぐってラルサと対立

ハンムラビ（前 1792-1750 年）

第 6 代

ラルサの停滞（前 1798 年以降）に乘じメソポタミア南部に拡大



前 1787 年 イシン及びウルク占領

前 1786 年 ヤムトバル（東部）をラルサから奪取

アッシリアの台頭と脅威（前 1785-1781 年）

ラルサ攻撃の抑制

アッシリアとエシュヌンナの抗争（前 1785-1783 年）

エシュヌンナのアッシリア攻撃（前 1785 年）

エカッラテでアッシリア軍撃破

エシュヌンナの上ザブ地方進出

アッシリアの反撃

ティグリス及びマルグム方面に進出（前 1784 年）

ラピクムを攻撃（前 1783 年）

エシュヌンナを屈服

ハンムラビ、アッシリアに臣従

アッシリア王シャムシアダド 1 世死去（前 1781 年ごろ）

アッシリア帝国の崩壊

マリの独立

エシュヌンナの独立とラピクム奪回

アッシリア陣営と反アッシリア陣営の対立（前 1781-1764 年）

両陣営間の勢力均衡

アッシリア - マルグム - グティウム - エラム - エフヌンナ

vs

バビロン - マリ - ラルサ

### ハンムラビの攻勢（前 1764-1755 年）

前 1764 年 ハンムラビ、アッシリア同盟軍を破る

↓

反アッシリア同盟の解体

前 1763 年 ラルサを占領・破壊し、シュメール・アッカド地方を統一

前 1762 年 アッシリアの反撃を撃破し、アッシリア国境まで拡大

前 1761 年 マルグムやマリを撃破し制圧する

前 1759 年 マリ・マルグムを再征服

前 1757 年 アッシリア同盟との戦争再発

前 1756 年 エシュヌンナ攻略

前 1755 年 第 4 次アッシリア遠征でアッシュール及びニネベを占領

征服事業の完了と立法活動（前 1755-1750 年）

『ハンムラビ法典』の編纂

### サムスイルナ（前 1749-1712 年）

帝国の統一と平和は数年間しか続かなかった

前 1742 年 カッシート人の侵入と略奪

↓

バビロニアの勢力はディアラ河以西に後退

バビロニアはアッシリアから分断される

前 1741 年 ヤムトバルが反乱を起こし、ウルク・イシン・ラルサを占領してしまう

サムスイルナが反撃に出て、ヤムトバルを占領

前 1740 年 さらにエラム人を撃退し、ウルクやウルを破壊する

前 1739 年 南部の反乱を鎮圧するのに成功する

前 1738 年 しかしキズツラが反乱を起こし

前 1737 年 アッカド人が反乱を起こしてサムスイルナが敗れ、

南部を喪失する

前 1735 年 北西からの圧力が増大し、シッパルの市壁を強化

前 1734 年 エラムと東方からの圧力が増大し、ヤムトバルの要塞を強化する

前 1727 年 反バビロン勢力が北上を試み、サムスイルナはキシユの市壁の強化

前 1723 年 ユーフラテス河中流域に住むアムル人が反乱を起こし、バビロンは地中海との交易路を喪失する

前 1712 年 サムスイルナ末年にはほとんどの領土を失い、バビロンとその周辺を支配していたにすぎなくなる。

アビエシュ（前 1711-1684 年）

アンミディタナ（前 1683 - 1647 年）

国力を回復し、「海の国」地域の反乱を鎮圧するのに成功

アンミザドガ（前 1646-1626 年）

帝国を維持する

サムスディタナ（前 1625-1595 年）

アレppoとヒッタイトの抗争に干渉し、アレppoを支援する

ヒッタイト王ムルシリシュの遠征によりバビロン攻略される

サムスディタナはヒッタイトに拉致されて殺され、バビロン第一王朝は滅亡する

『ハンムラビ法典』

晩年の治世 38 年（前 1754 年）に編纂

＝メソポタミア地方統一の翌年の事業

現在、ルーブル美術館に所蔵

高さ 2 メートル 25 センチ

前文・282 条の条文・後文より成る

アムル人の慣習法にシュメール法やアッカド法が加味される

非体系的で、カズイスティーク（解疑式：もし～ならば）

具体的・個別的

神判

タリオ（同害報復）

反映刑（加害者の身体の一部を切除したり刺青を入れたりするなど危害を加えることで罪を罰に反映させるというもの）

身分法

オリエントの伝統に従い、また伝統となる

- I 訴訟手続き（第 1 - 5 条）
- II 窃盗と横領（第 6 - 25 条）
- III 王の兵士と授与地（第 26 - 41 条）
- IV 農業（第 42 - 60 条）
- V 家屋の処分と商業（第 60 - 126 条）
- VI 婚姻（第 127 - 161 条）
- VII 相続（第 162 - 179 条）
- VIII 女祭司（第 180 - 184 条）
- IX 養子制度（第 185 - 193 条）
- X 乳母（第 194 条）
- XI 殴打（第 195 - 214 条）
- XII 手数料（第 215 - 277 条）
- XIII 奴隷の売買（第 278 - 282 条）